

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山名宗悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
神河町 宮野地区（宮野）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年11月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
◆経営体数 法人 1経営体
個人 2経営体
集落営農 0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
◆担い手はいるが、十分とはいえない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

土地利用型農業として山内氏が水稲、麦及び小豆の二毛作を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受れたり耕作放棄地を解消することで、8ha程度の経営規模を目指す。規模拡大により生産性を向上させるとともに、コストダウンを図る。更に、山田錦（酒米）を生産し収益の増加を図る。また、加門和弘氏（ぶどう）・加門忠夫氏（アスパラ）は、ともに施設栽培を中心に経営を行っていて、今後も経営の安定化、規模拡大を目指す。

担い手が受託困難な条件不利地については、農地の保全を行いながら、新たな作物（例：山椒等）の作付け等検討する。

【担い手について】

現在、宮野地区の中心経営体については、後継者もあり、育成をされている。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、耕作、農地の保全が困難になった場合、農地の貸付けを行う。また、獣害対策等については、集落で対応する。

【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金